北部市場販売原票取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市中央卸売市場業務条例(昭和47年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第47条並びに川崎市中央卸売市場業務条例施行規則(昭和47年川崎市規則第36号。以下「規則」という。)第56条及び第65条の規定に基づき、川崎市中央卸売市場北部市場における販売原票の取扱いについて、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(販売原票の記録事項等)

- 第2条 卸売業者は、条例第47条第2項に規定するもののほか、販売原票に入 荷日、販売年月日、卸売業者の販売担当者及び記帳者その他必要な事項を記録 するものとする。
- 2 卸売業者は、次のいずれかに該当する場合は、販売原票にその旨を記録しなければならない。
- (1) 買付物品による卸売をしたとき。
- (2) 仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしたとき。
- 3 卸売業者は、販売原票の作成を電磁的記録により行うときは、その作成時間を 当該原票上に記録しなければならない。

(一連の番号等の届出等)

- 第3条 卸売業者は、規則第65条第2項の一連の番号を販売原票に付し、当該 販売原票を順次使用するものとする。
- 2 卸売業者は、前項の一連の番号を、その連続性を阻害しない範囲において部署 ごとに付することができる。ただし、一連の番号を部署ごとに付する場合は、

その区分を明らかにするため、一連の番号のほかに記号等を付さなければならない。

3 卸売業者は、販売原票を電磁的記録により作成しないときは、販売原票に使用する番号を、当該販売原票を使用する日の3日前までに、納品書の写しを添付の上、販売原票番号使用届出書(第1号様式)により市長に提出しなければならない。

(販売原票の記録方法)

- 第4条 卸売業者は、第2条第1項及び条例第47条第2項の規定による事項を 販売原票に正確に記録しなければならない。ただし、販売担当者及び記帳者を 記録する場合又は同一項目に同一内容を続けて記録する場合は、記号等をもっ てこれを行うことができる。
- 2 卸売業者は、販売原票に記録する数字を正確に記録しなければならない。
- 3 卸売業者は、販売原票を作成するときは、容易に抹消できない手段により正し く読み得る文字又は数字をもって記録しなければならない。
- 4 卸売業者は、空欄を残して販売原票の記録が終了したときは、当該空欄を斜線等により抹消しなければならない。
- 5 卸売業者は、販売原票を作成するときは、直接記録するものとする。
- 6 卸売業者は、記録事項を訂正してはならない。ただし、正当な理由がある場合 はこの限りではない。
- 7 卸売業者は、汚染し、又は書損した販売原票には、「汚損(書損)」と朱書きするものとする。

(販売原票の写し等の提出)

第5条 卸売業者は、規則第56条ただし書の規定により販売原票の写し等の提

出を省略するときは、販売原票使用届出書(第2号様式)を販売原票とともに 市長に提出し、検印(第3号様式)を受けなければならない。

- 2 卸売業者は、販売原票を汚染し、又は書損したときは、当該原票の写し等を、 新たに作成した販売原票の写し等に添付の上、直ちに市長に提出しなければな らない。
- 3 卸売業者は、販売原票の写し等を提出するときは、出荷者及び品目ごとに揃え なければならない。

(販売原票の訂正)

- 第6条 卸売業者は、第4条第6項ただし書の規定により記録事項を訂正するときは、販売原票訂正届出書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。ただし、販売原票を電磁的記録で作成した場合であって、当該届出書について、書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合においては、電磁的記録で提出を認める。
- 2 卸売業者は、前項の規定により販売原票の記録事項を訂正するときは、訂正箇所を2本線により抹消の上、当該箇所に担当責任者の確認印を押印しなければならない。ただし、電磁的記録により販売原票を作成するときはこの限りでない。
- 3 卸売業者は、前項の規定により抹消した文字又は数字を、明らかに読み得るようにしておかなければならない。
- 4 第2項の担当責任者は、販売担当者の上級職位にある者とし、原則として部長職以上の者とするものとする。

(販売原票の保存)

第8条 卸売業者は、作成した販売原票を汚損し、又は書損した販売原票を5年

間保存するものとする。

2 卸売業者は、販売原票の作成を電磁的記録により行うときは、受注書等取引の 基礎となる資料を記録後5年間保存するものとする。

(その他)

第9条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市 長が定める。

附則

- 1 販売原票検印要領(47川経中第119号)、売渡票写し及び売買仕切書写 し提出要領(47川経中第119号)は廃止する。
- 2 青果部の販売原票管理上の取扱方針(52川経中第430号)、水産物部の販売原票管理取扱方針(52川経中第641号)及び花き部の販売原票管理取扱方針(52川経中第825号)は廃止する。
- 3 この要綱は、昭和55年11月1日から施行する。

附則

この要領は、昭和57年7月1日から施行する。

附則

この要領は、平成7年10月15日から施行する。

附則

この要領は、平成12年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附則

- 1 青果部販売原票取扱細目、水産物部販売原票取扱細目及び花き部販売原票取 扱細目は廃止する。
- 2 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表

番号	販売原票訂正理由
1	せり人の記録内容の誤り
2	せり人以外の記帳者の記録内容の誤り
3	事務処理の電磁的記録の誤り
4	その他 (理由を明記すること)

	販	京売原票番号使用届出書						
年月日 (宛先)川崎市長								
		卸売業者名						
北部市場には出ます。	販売原票取扱	み要領第3条第3項の規定により、次のと	おり届					
部(課)名	記号等	使用する一連の番号	枚 数					

肥	嵩	恒	画	俳	田	屈	出	書
XVX	717	/沢	示	LX.	Л	/Н	ш	一

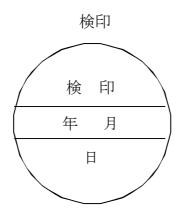
年 月	E

(宛先) 川崎市長

卸売業者名_____

北部市場販売原票取扱要領第5条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

部(課)名	承認番号	使用番号	汚・書損等番号	使用番号 (至)	合 計	翌日使用番号	検印
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	
						~	



注 検印は朱スタンプとする。

徭	
4	
4	
蔟	
H	
<i>(</i>)	

	販売原票訂正届出書(
	年年											
	(宛先) 川崎市長											
								走	売業者			部 (課)
,	北部市場販売	尼原票取扱要領第 6	6条第1項	の規定に	より、	次の。	とおり届	け出ます	0			<u>нр (вж)</u>
		原票番号又は	販 売	出荷者	産地	品名	等級	入荷日	数量	単価	買受けの	訂正理由
		荷口番号	年月日				-				相手方	
1	訂正前											
	訂正後											
2	訂正前											
2	訂正後											
3	訂正前											
J	訂正後											

理由 1世り人の軌陸内容の頭り 2世り人以外の記帳者の記録内容の誤り 3事務処理の電磁的記録の誤り 4その他(理由を明記すること)

	販売原票紛失届出書
	年月日
(宛先) 川崎市	E.
	卸売業者名
北部市場販売原け出ます。	票取扱要領第7条第2項の規定により、次のとおり届
紛 失 日	年月日
所属	
紛 失 枚 数	枚
記号·番号	
記録前後の区分	記録前 記録後 (いずれかを○で囲む)
紛失理由	
	販売担当者
	販売原票の管理責任者